三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び九戸村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市砂子沢第二地割六四の二から六四の五まで、六六の二、六六の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢区生母字斎田一二七の六、一二七の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字相野向一二の六・一二の七・二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の一二、字東横手七八から八〇まで、九九の一、一〇〇の三七、一〇〇の三九、東河原町字ヒヨゾウレ七の一、八の一、一〇、一九・二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六、字ヲノレイ一・六・一二の一・一二の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五、一一、字大久保六、一四の一、一五の一、一六の一、字夏焼一の一、二六の一、字村ノ内五〇の一、字引欠沢一三・一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ボチンタイラ六、一四（次の図に示す部分に限る。）、字治平向二、二六、二六の一、二七、三四、三五、三六の一、字草刈場三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字菅谷一五六九、一五七〇、一五七〇の三、四三〇二の一、四三〇四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢区生母字斎田一二七の六、一二七の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字菅谷一五六九、一五七〇、一五七〇の三、四三〇二の一、四三〇四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字菅谷一五六九、一五七〇、一五七〇の三、四三〇二の一、四三〇四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百二十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十七年六月九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年口永良部島（新岳）の噴火による災害	鹿児島県屋久島町	平成二十七年五月二十九日から平成二十七年九月八日まで

○国土交通省告示第七百十二号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・五パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイ及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年五月二十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○気象庁告示第八号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月九日

気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第15506号	ラジオゾンデ（気圧計を用いないもの）iMS―100	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年5月19日